

公 告  
(監査委員)

茨城県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき，結城市 大矢尚武，取手市 有川弘，土浦市 石川克子，取手市 小泉真理子，稲敷市 木村忠男，牛久市 須藤京子，かすみがうら市 佐藤文雄，土浦市 殿岡哲雄，土浦市 船津寛，つくば市 山中泰子，土浦市 古沢喜幸，石岡市 佐藤静江，石岡市 杉本美江，土浦市 福田勝夫，水戸市 江尻大祐の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年6月14日

茨城県監査委員	白 田 信 夫
同	菊 池 敏 行
同	小 沼 均
同	齋 藤 良 彦

# 住民監査請求の監査結果

## 【目次】

第1	請求内容	1
1	請求書の受理	1
2	請求内容	2
第2	監査の実施	3
1	監査対象事項	3
2	監査対象機関	3
3	事務局職員による予備監査	3
4	監査委員による監査	4
第3	監査結果	4
1	監査によって確認した事項	4
2	監査対象機関の説明	4
第4	判断	5
1	損害賠償請求対象期間及び工事の妥当性について	5
2	結論	6

## 第1 請求内容

### 1 請求書の受理

#### (1) 請求書の受付

平成24年4月9日

請求書のほかに次の資料が提出された。

- ・資料1 境土地改良事務所関連で課徴金対象期間外で不正があった工事一覧表
- ・資料2 境工事事務所関連で課徴金対象期間外で不正があった工事一覧表

#### (2) 請求人

結城市	市民オンブズマンいばらき	代表幹事	大矢 尚武
取手市	有川 弘		
土浦市	石川 克子		
取手市	小泉 眞理子		
稲敷市	木村 忠男		
牛久市	須藤 京子		
かすみがうら市	佐藤 文雄		
土浦市	殿岡 哲雄		
土浦市	船津 寛		
つくば市	山中 泰子		
土浦市	古沢 喜幸		
石岡市	佐藤 静江		
石岡市	杉本 美江		
土浦市	福田 勝夫		
水戸市	江尻 大祐		

#### (3) 要件審査

平成24年5月1日、監査委員会議を開催し、本請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか、審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

#### (4) 証拠の提出及び陳述の実施

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年5月15日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述により、主張する内容の補足説明を行った。

なお、新たな証拠として次の資料が当日提出された。

- ・ 陳述書（境土地改良事務所並びに境工事事務所の発注工事に係る談合問題についての職員措置請求に関する）
- ・ 証拠説明書
  - 資料 1 入札談合等関与行為に関する報告書
  - 資料 2 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について
  - 資料 3 境土地改良事務所年度別個別落札率（グラフ）
  - 資料 4 境土地改良事務所年度別平均落札率（グラフ）
  - 資料 5 境工事事務所年度別個別落札率（グラフ）
  - 資料 6 境工事事務所年度別平均落札率（グラフ）
  - 資料 7 境土地改良事務所に関する違反行為についての公取の判定期間と課徴金対象金額
  - 資料 8 境工事事務所に関する違反行為についての公取の判定期間と課徴金対象金額

## 2 請求内容

請求人から提出された請求書，事実証明書及び陳述から，主張内容及び求める措置の内容を，次のとおり整理した。

### （1）主張内容

- ・ 茨城県は3月6日，談合を認定した工事の落札業者と入札参加業者合わせて65社と関与した職員の3者に対して損害賠償請求を文書で請求したとし，請負契約違反による請求額は計11億4,800万円と報道された。
- ・ しかし，この損害賠償請求の対象となったものは，公正取引委員会（以下「公取委」という。）の課徴金納付命令を受けた物件で，平成19年9月から平成22年9月の3年間を対象としており期間的に不十分である。
- ・ 少なくとも不正が行われていた平成17年度から平成19年9月にかけて県境土地改良事務所と県境工事事務所が発注した工事の約2.5ヶ年分についても落札業者に対し違約金の15%を損害賠償請求すべきである。

### （2）求める措置の内容

損害賠償請求の対象期間を，平成17年度から公取委の指定した課徴金対象期間とした最初の日の前日までとし，この間において，公取委が課徴金納付命令書において課徴金対象期間より以前から違反行為を行っていたとした25業者が落

札した工事について，その落札金額の15%相当額：4億685万円の支払いを要求することを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求内容から監査対象事項を，次のとおり2点に整理した。

- (1) 県が損害賠償請求の対象とした期間の妥当性
- (2) 県が損害賠償請求の対象とした工事の妥当性

### 2 監査対象機関

総務部，農林水産部及び土木部の3部を監査対象とした。

なお，3部を対象とした理由については次のとおりである。

- ・ 総務部は，公取委の改善措置要求を受けて設置された茨城県入札談合等関与行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局として調査に関わったため。
- ・ 農林水産部及び土木部は，入札談合等関与行為に関与した職員及び談合を行った落札業者や入札参加業者に対する損害賠償請求に関わったため。

### 3 事務局職員による予備監査

平成24年5月18日，監査委員事務局職員4名により，総務部，農林水産部及び土木部を対象に監査を実施し，以下の事項について監査調書を基に説明を受け，その結果を分析整理した。

なお，各部の対応者は次のとおりである。

- ・ 総務部（行政監察室）  
首席監察監，監察監
  - ・ 農林水産部（農地整備課）  
副参事，技佐兼課長補佐（技術総括），課長補佐（総括），担当主査
  - ・ 土木部（監理課）  
副参事，担当係長
- (1) 境土地改良事務所及び境工事事務所における工事発注状況
  - (2) 損害賠償請求の対象期間及び対象工事を判断した理由
  - (3) その他参考となる事項

### 4 監査委員による監査

平成24年5月25日、監査委員4名により、総務部、農林水産部及び土木部を対象に各部長等の出席を求め監査を実施した。

### 第3 監査結果

#### 1 監査によって確認した事項

- 平成22年9月7日に、公取委が、独占禁止法違反の疑いで、農地局（農村計画課、農地整備課、農村環境課）、境土地改良事務所、県西農林事務所及び境工事事務所の立入検査を実施した。
- 平成23年8月4日に、公取委が、県職員による入札談合等関与行為が認められたとして、入札談合等関与行為防止法に基づき県に改善措置要求を行った。  
また、事業者に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令（命令期間：平成19年6月1日から平成22年9月7日まで）及び課徴金納付命令（命令期間：平成19年9月8日から平成22年9月7日まで）を行った。
- 平成23年8月30日に、公取委からの改善措置要求に対して必要な調査を行うため、調査委員会を設置した。
- 平成24年2月9日に、調査委員会が県に調査結果を報告した。（入札談合等関与行為を認め、改善措置の実施や業者・職員に対し損害賠償請求するよう求めた。）
- 平成24年2月20日に、県が公取委に対し、調査報告書を提出した。（入札談合等関与行為を認め、改善措置内容を報告）
- 平成24年3月6日に、県が談合に関与した業者及び職員に対し、総額11億4,800万円の損害賠償を請求した。

#### 2 監査対象機関の説明

監査対象機関である、総務部、農林水産部及び土木部は、請求人が損害賠償請求の期間等が不十分であるとの主張に対して、おおむね次のように説明した。

- 賠償金の請求にあたっては、工事毎に談合行為があったことを立証する必要がある。
- 県では、調査委員会を中心として、職員及び事業者に対し、面談及び書面等により談合行為への関与等について調査を実施したが、強制的な調査権限のない任意の調査であることから、工事毎に談合行為があったことまで立証するのは困難であった。
- このため、県は公取委に対し、談合が行われた工事が特定できる資料の請求を

行い、「事務所別、工種別、事業者別の課徴金算定対象物件一覧」の提供を受けた。

- ・ 損害賠償請求の対象工事の特定については、公取委から提供された資料の確認等必要な調査を行い、課徴金納付命令期間である平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に、境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した土木一式工事等を談合が行われた工事として特定した。

## 第4 判断

監査によって確認した事項及び監査対象機関の説明に基づき、次のように判断する。

### 1 損害賠償請求対象期間及び工事の妥当性について

請求人は、損害賠償請求の対象期間を公取委の課徴金対象期間とした茨城県の措置が不満であるので、対象期間を平成17年度から公取委の課徴金対象期間の最初の日の前日までとし、この間において、公取委が課徴金納付命令書において課徴金対象期間より以前から違反行為を行っていたとした25業者が落札した工事について、その落札金額の15%相当額：4億685万円の支払いを要求すべきと主張している。

しかし、課徴金納付命令を受けた業者が課徴金対象期間内に落札した工事について検証したところ、同一業者で課徴金納付命令を受けている工事と受けていない工事があり、その落札率についても、98%を超える落札率で命令を受けていない工事がある一方、70%台の落札率で命令を受けている工事があるなど、ばらつきがあることが認められた。

これは、公取委が個々の工事を精査したうえで談合の確証を得られた工事について課徴金納付命令をかけたものと解すべきであり、その判断基準も単に落札率でないことは明白である。

このように、課徴金納付命令対象期間内であっても談合行為が認定された工事と認定されない工事があることから、期間外の工事について業者に損害賠償請求を行うにあたっては、個々の工事毎に談合行為を立証する必要がある。

したがって、課徴金納付命令を受けた25業者に対して、平成17年度から課徴金対象期間の前日までに落札した工事について一律に損害賠償請求することを求める請求人の主張には理由がない。

一方、県の判断を見ると、県では強制的な調査権限を持たないことから、工事毎に談合行為があったことを任意の調査で立証するのは困難であるとして、損害賠償請求の対象とする期間及び工事を特定するにあたり、公取委に対し資料の請求を行

い、提供された資料の確認等必要な調査を行ったうえで、「平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した工事のうち、公取委の課徴金納付命令の対象など独占禁止法違反が明らかとなった工事」としたものであり、妥当な判断であると認められる。

## 2 結論

以上により、請求人の主張には理由がないものと判断されるので、これを棄却する。